

平成28年5月27日
(照会先)
コンプライアンス部 参事役 山口 修
参事役 森本 孝
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁(平成27年度下半期分)について

平成27年度下半期(平成27年10月～平成28年3月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁 内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	所属 土浦年金事務所 役職 室長(50代 男性)	戒告	(平成27年) 11月13日	年金請求書等の処理を遅延させていたもの
2	所属 奈良年金事務所 職種 一般職(40代 男性)	戒告	11月13日	年金請求書の処理を遅延させ、年金給付関係の届書を自ら作成していたもの
3	所属 沖縄事務センター 役職 参事役(50代 男性)	戒告	11月13日	国民年金関係の届書処理を遅延させていたもの
4	所属 名護年金事務所 職種 有期雇用職員(20代 男性)	戒告	11月13日	年金記録の業務目的外閲覧を行ったもの(自己及び知人)
5	所属 岩手事務センター 役職 グループ長(50代 男性)	戒告	12月 7日	紛失した国民年金関係の届書を部下職員に作成するよう指示したもの
6	所属 藤沢年金事務所 役職 室長(50代 男性)	戒告	(平成28年) 2月15日	年金請求書等の処理を遅延させていたもの

※ 被処分者の所属及び職種・役職等は、行為時のもの

以 上